

○浜松市重度心身障害者医療費助成規則

昭和49年3月30日

浜松市規則第21号

改正 昭和50年12月13日浜松市規則第60号
昭和54年3月30日浜松市規則第24号
昭和57年9月30日浜松市規則第52号
昭和58年1月31日浜松市規則第2号
昭和59年5月31日浜松市規則第32号
昭和59年9月29日浜松市規則第54号
昭和61年3月31日浜松市規則第17号
平成3年3月30日浜松市規則第20号
平成6年12月15日浜松市規則第43号
平成8年3月29日浜松市規則第27号
平成11年3月31日浜松市規則第23号
平成11年11月24日浜松市規則第77号
平成13年12月14日浜松市規則第66号
平成16年11月29日浜松市規則第78号
平成17年6月30日浜松市規則第80号
平成18年3月31日浜松市規則第32号
平成18年12月15日浜松市規則第80号
平成20年3月31日浜松市規則第38号
平成20年3月31日浜松市規則第48号
平成24年3月30日浜松市規則第36号
平成24年6月15日浜松市規則第57号
平成24年8月22日浜松市規則第70号
平成25年3月29日浜松市規則第42号
平成26年9月29日浜松市規則第66号
平成26年12月26日浜松市規則第87号
平成27年12月28日浜松市規則第116号
平成30年4月27日浜松市規則第45号
平成30年8月29日浜松市規則第59号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、重度心身障害者の疾患の療養に要する医療費の助成について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者 社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当するもの（本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの

イ 厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者で、その障害の程度が重度又は中度と判定されたもの

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている監護者等に監護されている者で、法第5条第1項の規定により法第2条第1項に規定する者に該当すると認定されているもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）の1級に該当すると認められたもの

(2) 監護者等 次のいずれかに該当する者（本市に住所を有し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）をいう。

ア 重度心身障害者を現に監護し、又は介護している父又は母（父及び母がともに監護し、又は介護しているときは、当該父又は母のうち主として当該重度心身障害者の生計を維持しているもの（当該父及び母がいずれも当該重度心身障害者の生計を維持し

ない者であるときは、当該父又は母のうち主として監護し、又は介護しているもの)

イ 重度心身障害者と同居して主として監護し、又は養育している者（当該重度心身障害者の父及び母が監護し、又は介護しない場合に限る。）

(3) 65歳以上新規障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 平成16年12月1日以後に新たに重度心身障害者（第1号アに該当する者に限る。）

となった者で、同号アに規定する要件に該当することとなった年齢が65歳以上であるもの（静岡県内において身体障害者手帳の交付を申請した者で当該申請時の年齢が65歳未満であったもの及び身体障害者手帳の交付を受けることとなった年齢が65歳未満であった者で65歳未満のときに有していた障害と障害程度等級表の障害区分が同一の障害についてその程度に重大な変化が生じたものを除く。）

イ 平成16年12月1日以後に新たに重度心身障害者（第1号イに該当する者に限る。）

となった者で、同号イに規定する要件に該当することとなった年齢が65歳以上であるもの（静岡県内において療育手帳の交付を申請した者で当該申請時の年齢が65歳未満であったもの及び療育手帳の交付を受けることとなった年齢が65歳未満であった者を除く。）

ウ 重度心身障害者（第1号エに該当する者に限る。）で、同号エに規定する要件に該

当することとなった年齢が65歳以上であるもの（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることとなった年齢が65歳未満であった者を除く。）

(4) 社会保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(5) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付（食事療養に係るものを除く。以下同じ。）を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長が認めるものをいう。

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号ウのみに該当する重度心身障害者の年齢が20歳に達した日から同日の属する月の末日までの間は、当該者を同号ウに規定する要件に該当する者とみなす。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号エのみに該当する重度心身障害者が精神障害者保健福祉手帳の有効期限の到来する日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第

45条第4項の規定による認定を受けた場合において、障害等級の1級に該当すると認められなかったときは、当該認定の日から当該有効期限の到来する日までの間は、当該者を第1項第1号エに規定する要件に該当する者とみなす。

(平18規則80・平20規則48・平24規則57・平24規則70・一部改正)

(医療費の助成)

第3条 市長は、重度心身障害者の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合は、当該重度心身障害者（市長が特別の事情があると認める場合にあっては、その監護者等）に対し、当該医療に関する給付に要する費用について別表に定める算定基準額から同表に定める自己負担金を控除した額を医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

(平24規則70・一部改正)

(助成の制限)

第4条 重度心身障害者の前年（1月から9月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。次項及び別表において同じ。）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第4条及び第5条の規定により算出して得た額をいう。次項において同じ。）が政令第7条の規定により算出して得た額以上であるときは、当該重度心身障害者に対する医療費は助成しない。

2 重度心身障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該重度心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が政令第2条第2項の規定により算出して得た額以上であるときは、当該重度心身障害者に対する医療費は助成しない。

3 重度心身障害者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護を受けている世帯（保護の停止を受けている世帯を除く。）に属しているとき又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているときは、当該重度心身障害者に対する医療費は助成しない。

4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号に規定する施設に入所し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同号に規定する施設に入所し、同条第2項の規定により指定発達支援医療機関に入院し、又は同法第27条の2第1項の規定により同項に規定する施設に入所している者には、医療費を助成しない。

5 浜松市母子家庭等医療費助成規則（昭和54年浜松市規則第25号）による助成を受ける者には、医療費を助成しない。

（平18規則32・平20規則38・平24規則36・平24規則70・平25規則42・平26規則66・平26規則87・平30規則45・一部改正）

（受給者証の交付申請）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するとともに、社会保険各法の被保険者証その他市長が必要があると認める書類を提示しなければならない。この場合において、市長が認める場合は、これらの書類の全部又は一部の添付又は提示を省略することができる。

- (1) 医療保険の付加給付がある場合にあっては、当該付加給付の内容を証する書類
- (2) 申請日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有しなかった場合にあっては、重度心身障害者並びにその配偶者及びその生計を維持する扶養義務者（65歳以上新規障害者にあっては、その者と同一世帯に属する者を含む。次号においてこれらを「重度心身障害者等」という。）の所得を証する書類
- (3) 重度心身障害者等の所得についての調査に関する同意書（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（平24規則70・一部改正）

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、内容を審査の上、浜松市重度心身障害者医療費助成金受給者証（第2号様式。以下「受給者証」という。）を申請者に交付する。ただし、浜松市母子家庭等医療費助成規則による医療費の助成を受けようとする者その他市長が特別の理由があると認める者については、受給者証を交付しない。

2 市長は、前項ただし書に規定する者が、当該助成を受けることができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、当該者の申出又は職権により当該者に受給者証を交付するものとする。

（平25規則42・平30規則45・一部改正）

（受給者証の有効期限）

第7条 受給者証の有効期限は、受給者証の交付の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この条において同じ。）の初日から1年以内の9

月30日まで（第2条第1項第1号ウのみに該当する重度心身障害者のうち受給者証の交付の日の属する月の翌月の初日から1年以内の9月30日までに年齢が20歳に達するものにあつては当該20歳に達する日の属する月の末日まで、同号エのみに該当する重度心身障害者のうち受給者証の交付の日の属する月の翌月の初日から1年以内の9月30日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するものにあつては当該精神障害者保健福祉手帳の有効期限の到来する日まで）とする。

（平24規則70・一部改正）

（受給者証の更新申請）

第8条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証の更新を受けようとするときは、前条に規定する受給者証の有効期限までに第5条に規定する手続の例により受給者証の更新を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、受給者証の更新を行うことができる。

（平24規則70・一部改正）

（受給者証の再交付）

第9条 受給者は、受給者証を損傷し、又は紛失したときは、重度心身障害者医療費助成金受給者証再交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更届）

第10条 受給者（第6条第1項ただし書に規定する者を含む。第1号及び第11条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請事項変更届（第4号様式）に受給者証その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、第2号に該当するときは社会保険各法の被保険者証を、第4号に該当するときは市長が必要であると認める書類を市長に提示しなければならない。

- (1) 受給者又は重度心身障害者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 加入している医療保険を変更したとき。
- (3) 医療保険の付加給付の内容に変更があったとき。
- (4) 振込先金融機関を変更したとき。

（平20規則48・平30規則45・一部改正）

（受給資格喪失届）

第11条 受給者は、医療費の助成を受けることができる資格を喪失したときは、速やかに

重度心身障害者医療費助成金受給資格喪失届（第5号様式）に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 受給者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（平30規則45・一部改正）

（助成対象期間）

第12条 医療費の助成は、第2条第1項第1号に規定する者としての要件を得るに至った日から同号に規定する者としての要件を欠くに至った日まで行う。

（平24規則70・一部改正）

（受給者証の提示）

第12条の2 受給者又は重度心身障害者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けようとするときは、次条第3項に該当することとなる場合を除き受給者証を提示しなければならない。

（平30規則45・追加）

（助成の方法）

第13条 第3条に規定する医療費の助成は、当該医療費（重度心身障害者の年齢が20歳に達する日の属する月までの間の入院により医療に関する給付を受ける場合（以下「20歳前入院の場合」という。）にあっては、別表算定基準額欄の上欄に定める額から同表自己負担金欄の上欄の第3号に定める額を控除した額を限度とする。）を保険医療機関等に支払うことにより行う。

- 2 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対して医療費の助成があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市外の保険医療機関等で医療に関する給付を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、受給者（第6条第1項ただし書に規定する者（浜松市母子家庭等医療費助成規則による医療費の助成を受けようとする者を除く。）を含む。以下この項において同じ。）の申請により当該受給者に対して支払うものとする。
- 4 前項の申請は、1月分ごとに重度心身障害者医療費助成申請書（第6号様式）に市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出して行わなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、市外（静岡県内に限る。）の保険医療機関等で医療に関する給付を受ける際に受給者又は重度心身障害者が受給者証を提示した場合において、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当

該医療に関する給付に係る一部負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたときは、受給者から市長に同項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

(平30規則45・全改)

(差額の申請)

第13条の2 20歳前入院の場合において、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受けたときは、現に助成を受けた額と当該受給者が助成されるべき額との差額を同条第4項の規定の例により申請することができる。この場合においては、同条第5項の規定を準用する。

(平30規則45・追加)

(助成金の交付)

第14条 市長は、第13条第4項(前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(平30規則45・一部改正)

(権利の消滅)

第15条 助成金の支給を受ける権利は、診療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年間第13条第3項又は第13条の2の規定による申請がなかったときは、消滅するものとする。

(平30規則45・一部改正)

(助成金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第17条 医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該医療費の助成を受けた者又は助成を受けようとする者は、速やかに第三者の行為による被害届(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第18条 市長は、重度心身障害者が疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(平17規則80・旧附則・一部改正)

2 市長は、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村（以下「編入市町村」という。）の編入の日前に、編入市町村においてこの規則による医療費の助成に類するものとして別に定めるものを受けていた者に対し、第5条の規定にかかわらず、別に定めるところにより第6条第1項に規定する受給者証を交付することができる。

(平17規則80・追加)

附 則（昭和50年12月13日浜松市規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日浜松市規則第24号）

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、昭和54年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年9月30日浜松市規則第52号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日浜松市規則第2号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月31日浜松市規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月29日浜松市規則第54号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日浜松市規則第17号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日浜松市規則第20号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月15日浜松市規則第43号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第3条本文の規定は、平成6年10月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日浜松市規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成7年4月1日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日浜松市規則第23号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年11月24日浜松市規則第77号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成13年12月14日浜松市規則第66号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第4項の規定は、平成13年10月1日以後に受けた医療及び療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療及び療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月29日浜松市規則第78号）

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。ただし、第4条の次に第5条及び第6条を加える改正規定並びに附則第3項は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の浜松市重度心身障害者医療費助成規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成16年12月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 市長は、この規則による改正前の浜松市重度心身障害者医療費助成規則第5条に規定する申請を行ったことがある者その他市長が必要があると認める者に対し、新規則第5条の規定にかかわらず、別に定めるところにより新規則第6条第1項の重度心身障害者医療費助成金受給者証を交付することができる。
- 4 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成17年6月30日浜松市規則第80号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日浜松市規則第32号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規定による改正後の浜松市重度心身障害者医療費助成規則第4条第4項の規定は、平成18年4月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月15日浜松市規則第80号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日浜松市規則第38号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日浜松市規則第48号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日浜松市規則第36号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（浜松市重度心身障害者医療費助成規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第5条の規定による改正後の浜松市重度心身障害者医療費助成規則第4条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第57号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
附 則（平成24年8月22日浜松市規則第70号）
- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号エに規定する重度心身障害者に係る改正後の第5条の規定による申請及び改正後の第6条の規定による交付は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の第7条の規定は、施行日前に交付される重度心身障害者医療費助成金受給者証のうち、有効期間の開始の日を施行日以後とするものについても適用する。

附 則（平成25年3月29日浜松市規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成26年9月29日浜松市規則第66号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日浜松市規則第87号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（浜松市重度心身障害者医療費助成規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第4条の規定による改正後の浜松市重度心身障害者医療費助成規則第4条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日浜松市規則第116号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日浜松市規則第45号）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

2 改正後の浜松市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月29日浜松市規則第59号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（平30規則45・一部改正）

助成対象者	算定基準額	自己負担金
重度心身障害者（下欄に定める者を除く。）	社会保険各法の規定により重度心身障害者及び監護者等が負担すべき額から社会保険各法に基づき支給される当該重度心身障害者に係る高額療養費の額その他市長が別に定める額を控除した額	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 入院以外により医療に関する給付を受ける場合 同一月の診療につき保険医療機関等（薬局を除く。以下同じ。）ごとに500

		<p>円（当該保険医療機関等に対する医療費の支払額が500円に満たない場合は、その額。以下同じ。）</p> <p>(2) 20歳前入院の場合 同月の診療につき保険医療機関等ごとに500円</p> <p>(3) 入院により医療に関する給付を受ける場合（20歳前入院の場合を除く。） 同月の診療につき保険医療機関等ごとに1日500円（同月に同一の保険医療機関等に11日以上入院した場合の11日目以降にあっては、零円）</p>
<p>65歳以上新規障害者で、その者又はその者と同世帯に属する者のいずれかの前年の所得に市町村民税が課せられているもの</p>	<p>上欄に定める算定基準額のうち入院以外に係るもの</p>	<p>上欄の第1号に定める額</p>

第1号様式（第5条関係）

重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請書

障害者氏名及び個人番号			
フリガナ		個人番号	
氏名			

年 月 日

（あて先）

浜松市長

申請者	住所		電話番号		
	氏名		生年月日		
口座振替金融機関	名 称		口座名義 (フリガナ)	口座種別	口座番号
	機関コード				
	支店コード				
	銀行 本店 信用金庫 支店 農 協 出張所			1 普通預金 2 当座預金 3 ()	

加入 医療 保険	被保険者又は組合員の氏名		記号番号	付加給付	
				有・無	
	保険者 所在地				
	名称				
保険者 番号			特定疾病	有 ・ 無	

【障害者と同一の世帯に属する者の氏名等について】

1	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	個人番号			
	住所			続柄
2	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	個人番号			
	住所			続柄
3	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	個人番号			
	住所			続柄
4	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	個人番号			
	住所			続柄
5	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	個人番号			
	住所			続柄
6	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	個人番号			
	住所			続柄
7	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	個人番号			
	住所			続柄
備考				

第2号様式（第6条関係）

浜松市重度心身障害者医療費助成金受給者証	
有効期間	
公費負担番号	
受給者番号	
氏名	
生年月日	
自己負担金	
摘要	
交付年月日	
発行機関名及び印	浜松市長 印

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所
申請者 氏名
電話番号

重度心身障害者医療費助成金受給者証再交付申請書

重度心身障害者医療費助成金受給者証を 損傷 したので、次のとおり再交付を申請し
紛失 ます。

記

障 害 者 氏 名	
受 給 者 番 号	
損傷又は紛失の年月日	

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所
届出者 氏名
電話番号

重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請事項変更届

重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

記

障 害 者 氏 名		
受 給 者 番 号		
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

第5号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所
届出者
氏名

重度心身障害者医療費助成金受給資格喪失届

重度心身障害者医療費助成金受給資格を喪失したので、次のとおり届け出ます。

記

障害者氏名	
受給者番号	
資格喪失の理由	
資格喪失年月日	

第6号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所
申請者 氏名
電話番号

重度心身障害者医療費助成申請書

重度心身障害者医療費の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

記

障害者氏名		生年月日	
年 月 診療分(外来・入院・訪問看護)			
加入 医療 保険	被 保 険 者 氏 名	記号番号	保 険 者 名
備 考			

第7号様式(第17条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所
届出者 氏名
電話番号

第三者の行為による被害届

次のとおり第三者の行為による被害があったので届け出ます。

記

障 害 者 (被害者)	受給者 番 号			届出者から みた続柄	
	氏 名			生年月日	
	住 所				
	加入医 療保険	被保険者氏名	記号番号	保険者名	付加給付 有・無
事 故 発 生 日 時			事故発生 場 所		
事故原因及 びその状況					
第 三 者 (加害者) に 関 する 事 項	住 所				
	氏 名				
	そ の 他				
医療機関の所在地 及 び 名 称					

第1号様式（第5条関係）

（平27規則116・全改）

第2号様式（第6条関係）

（平30規則45・全改）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

第5号様式（第11条関係）

第6号様式（第13条関係）

（平20規則48・一部改正）

第7号様式（第17条関係）